

国際仲裁とは？(What is international arbitration?)

多くの実業家達がぶつかる問題の1つとして、ビジネス・パートナーが支払いをしないことや、それ以外の契約義務を履行しないことが挙げられるでしょう。

たいていの場合、相互に合意点を見つけ問題解決をしますが、仮に契約の相手が正当な理由ではなく、持続的な支払い拒否や契約実行の拒否をしたとすると、最終的な解決方法は法的手段をとるしかなくなります。

世界各国には、その国独自の法律システムがあります。

従って、契約者が相手に訴訟を起こすためには、まず現地の裁判所で手続きをしなければなりません。

アラブ首長国連邦(以下UAE)での訴訟は、一般的に第1審裁判所で始めます。

ちなみに訴訟手続きでの使用言語はアラビア語です。

また、裁判の流れですが、例えば、

1. 第1審裁判所の決定で敗訴になった場合、控訴することができるが、その手続きは控訴裁判所で行う。
2. 控訴裁判所で下される判決によって敗訴となった場合、また控訴する権利が与えられるが、その手続きは最高裁判所での取り扱いとなる。
3. 最高裁判所の決定は事件の最終判決となる。

以上挙げた訴訟手続きに、時間と費用が多くかかるのは目に見えています。

また、問題点の1つとして、アラビア語ができない外国人投資家の場合、公判の内容を理解できないだけでなく、弁護士が作成した陳述書さえもわからないことがあります。

しかし、世界各国の法律システムと同じく、UAEでも仲裁申立(仲裁手続き)が可能です。

取引の際の契約などにおいて、当事者双方が仲裁について同意(仲裁条項へ記入)すれば、契約後仮に契約に関連した紛争が起きたとしても、仲裁裁判所すなわちドバイ国際仲裁裁判所で解決することができます。

その契約時の当事者双方の仲裁の同意(仲裁条項へ記入)についての注意点ですが、以下の通りになります。

- ・双方は仲裁で使用する言語を合議しなければならない。
その言語は英語、または双方が合意した他の言語に限られる。
- ・双方は仲裁人を1人、または1人以上、契約書に明記することができる。
仲裁人が複数の場合、双方は互いに同数の仲裁人を契約書に明記しなければならない。
- ・仮に双方が仲裁人1人に同意すると、紛争発生の際、裁判所はその仲裁人を指名する。
- ・仮に双方が仲裁人3人に同意すると、双方はその中より仲裁者を各1人指名し、その仲裁人が互いに合議し、第3の仲裁人を指名し、仲裁議長になってもらう。
- ・不公平をなくすため、仲裁裁判所は仲裁人や仲裁議長の国籍が当事者双方と違う国籍の者を選ばなければならない。例えば、双方の国籍が日本とUAEであれば、仲裁人や仲裁議長は日本やUAE以外の国籍の者でなければならない。

そして、一般的に仲裁条項を記入できる契約は、商業的なもののみならず、以下のような大半の契約にも適用されます。

- ・企業契約(会社定款)
- ・販売契約
- ・工事契約
- ・エンジニアリングなどサービス契約 など

仮に仲裁裁判において有利な立場をとろうとする場合、契約の際、契約書に明確な仲裁条項（仲裁人の数、仲裁の文句、仲裁の場所と規定など）が記入されなければなりません。

また、仲裁条項には、敗訴人が仲裁費用と勝訴人の弁護人の受任費用を合理的な水準で支払うといった内容も明記されなければなりません。これにより、勝訴人は仲裁に必要な費用をたいてい負担せずに済みます。

しかし、明確な内容が含まれない仲裁条項は、かえって仲裁による損失を大きくします。

契約の際、慎重に契約書に仲裁条項を記入することが、相手との契約で交渉力を持ち、トラブル回避にも繋がると言えるでしょう。

最後に、「訴訟」と比較した際の「仲裁」の長所をまとめておきます。

- ・かけた費用分の効果が期待できる。
- ・時間が節約できる。
- ・仲裁裁判所での手続きが短い。
- ・正式な手続きが少ない。
- ・仲裁における文句を双方が選択できる。
- ・仲裁人は紛争解決の経験がある専門家である。
- ・判定は確定的で拘束力がある。